

標題

日本籍船の船橋航海当直警報装置 (Bridge Navigational Watch Alarm System(BNWAS)) の搭載について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0857
発行日 21 June 2011

各位

船橋航海当直警報装置 (BNWAS) に係る日本政府の船舶設備規程が改正されました。BNWAS の備え付けが必要な船舶について、本 ClassNK テクニカル・インフォメーションにより、同装置の搭載に関する要件についてお知らせします。

1. 対象船舶

1.1 次の船舶に適用されます。

- (1) 大きさに関わらずすべての旅客船
- (2) 総トン数 150 トン以上のすべての貨物船

1.2 適用除外

- (1) 二時間限定沿海を航行区域とする船舶
- (2) 平水区域を航行区域とする船舶

適用となる総トン数は、国際トン数証書の交付を受けている船舶の場合は国際総トン数、それ以外は国内総トン数を適用する。ただし、1994 年 7 月 18 日前に建造された国内総トン数 1,600 トン未満の貨物船は、国際トン数証書を所持する場合でも国内総トン数を適用する。

2. 適用日

船舶には、次の時期までに BNWAS を備えること。

- (1) 2011 年 7 月 1 日以降に建造された船舶は、登録検査の日。
- (2) 2011 年 7 月 1 日前に建造された旅客船は、2012 年 7 月 1 日より後の最初の定期検査及び中間検査の日。
- (3) 2011 年 7 月 1 日前に建造された総トン数 3,000 トン以上の貨物船は、2012 年 7 月 1 日より後の最初の定期検査、中間検査又は年次検査の日。
- (4) 2011 年 7 月 1 日前に建造された総トン数 500 トン以上 3,000 トン未満の貨物船は、2013 年 7 月 1 日より後の最初の定期検査、中間検査又は年次検査の日。
- (5) 2011 年 7 月 1 日前に建造された総トン数 150 トン以上 500 トン未満の貨物船は、2014 年 7 月 1 日より後の最初の定期検査、中間検査又は年次検査の日。
- (6) 2011 年 7 月 1 日前に建造段階にあり、上記(2)から(5)までの適用日より後に引き渡される船舶は、登録検査の日。

中間検査とは、定期検査合格後 2 回目又は 3 回目の年次検査の時期に行う検査。年次検査とは、毎年の検査基準日の前後 3 ヶ月以内に行われる検査。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. BNWAS の性能要件及び型式承認

3.1 第 1 種 BNWAS の性能要件 (IMO Resolution MSC.128(75)をすべて満足)

- (1) 環境試験要件を満足していること。
- (2) オペレーションモードは、Automatic、Manual ON、Manual OFF とする。
- (3) 休止期間、可視表示、第 1 次可聴警報、第 2 次遠隔可聴警報、第 3 次遠隔可聴警報は、規定されたオペレーショナル・シーケンスによること。
- (4) AC 電源及び DC 蓄電池電源から給電されること。
- (5) リセットは、ボタン方式及びその他の手段によることができる。
リセット機能は、モーションセンサーや操舵室の航海設備 (レーダー、オートパイロット、ECDIS、INS 等) から行っても差し支えない。
- (6) 2011 年 7 月 1 日以降に建造される新造船であって、SOLAS 条約において搭載が要求される次の設備がある場合は、BNWAS に接続すること。
 - (i) 船首方位制御方式自動操舵装置及び航路保持制御方式自動操舵装置
 - (ii) 航海情報記録装置 (VDR)

3.2 第 2 種 BNWAS の性能要件 (第 1 種 BNWAS の性能要件を一部緩和した装置)

- (1) 環境試験要件は、一部のみ適用。
- (2) オペレーションモードは、Automatic、Manual ON とする。
- (3) Automatic モードでは、オートパイロット ON、エンジンテレグラフ前進等の信号が入力され、装置の起動又は停止の制御ができること。
- (4) リセット装置は、手動及びその他のリセット方法のものとし、船橋の適当な位置に設置されていること。
- (5) 可視表示及び第 3 次遠隔可聴警報は、省略することができる。

3.3 BNWAS の適用型式

- (1) 2011 年 7 月 1 日以降に搭載する BNWAS は、前 3.1 又は 3.2 の性能要件を満足し、日本政府の型式承認及び政府の認める機関による検定を取得したものであること。
- (2) 2011 年 7 月 1 日以降に建造された船舶の BNWAS の適用
 - (i) 第 1 種 BNWAS が適用される船舶
 - ・ 総トン数 150 トン以上の国際航海に従事する旅客船
 - ・ 総トン数 500 トン以上の国際航海に従事しない旅客船
 - ・ 総トン数 150 トン以上の国際航海に従事する貨物船
 - ・ 総トン数 500 トン以上の国際航海に従事しない貨物船
 - (ii) 第 2 種 BNWAS が適用される船舶
 - ・ 総トン数 150 トン未満の国際航海に従事する旅客船
 - ・ 総トン数 20 トン以上 500 トン未満の国際航海に従事しない旅客船
 - ・ 総トン数 150 トン以上 500 トン未満の国際航海に従事しない貨物船
- (3) 2011 年 7 月 1 日前に建造された船舶に、2011 年 7 月 1 日以降に BNWAS を搭載する場合は、上記(2)と同じ BNWAS が適用される。
- (4) 2011 年 7 月 1 日前に建造された以下の船舶に、2011 年 7 月 1 日前に搭載されている BNWAS は、第 2 種 BNWAS 又は弊会が適当と認めるものであること。
 - (i) 総トン数によらない国際航海に従事する旅客船
 - (ii) 総トン数 20 トン以上の国際航海に従事しない旅客船
 - (iii) 総トン数 150 トン以上の貨物船。
- (5) 第 1 種 BNWAS は、第 2 種 BNWAS として使用することができる。

(次頁に続く)

4. BNWAS の搭載指針

(1) リセット装置

- (i) 少なくとも 1 個のリセット装置を、操舵室のコーニングポジション付近に設けること。
航海・操船及び監視作業を安全に且つ効率的に行うための複数のリセット装置を設けることができる。
- (ii) 船橋ウイングには、リセット装置を設けること。
操舵室内のリセット装置が、船橋ウイングから容易に近づける場所に装備されている場合、船橋ウイングのリセット装置を省略することができる。

(2) 可視表示装置と第 1 次可聴警報装置

- (i) 操舵室には、可視表示装置及び第 1 次可聴警報装置を設ける。
可視表示装置と第 1 次可聴警報装置がリセット装置に組み込まれている場合は、単独に設けなくてもよい。
- (ii) 船橋ウイングには、可視表示装置と第 1 次可聴警報装置を設ける。
ただし、(1)(ii)により船橋ウイングのリセット装置を省略する場合は、次によること。
 - ・ 操舵室内の可視表示装置のフリッカーが、船橋ウイングから視認できること。
 - ・ 操舵室内の第 1 次可聴警報装置が、船橋ウイングで聴取できること。

(3) 第 2 次遠隔可聴警報装置及び第 3 次遠隔可聴警報装置

- (i) 第 2 次遠隔可聴警報装置は、船長寝室及び航海士居室に設けること。
船長室、すべての航海士室、公室などを同時に鳴らすことができる。
航海士が 3 名乗船する場合は、メインパネルから待機の航海士居室を選択し、船長寝室と同時に鳴らすことができる。
- (ii) 第 3 次遠隔可聴警報装置は、士官食堂、サロン、娯楽室、事務室など公室に設けること。該当する公室が無い船舶は、省略できる。
- (iii) 第 1 種 BNWAS には、AC 電源(主電源及び非常電源)及び DC 電源(船内蓄電池又は装置内蔵蓄電池)から給電すること。
第 2 種 BNWAS については、常用電源から給電されていること。ただし、電源の喪失または不具合が生じた場合、警報が発せられること。

(4) 緊急呼び出し機能を設けてもよい。

5. 2011 年 7 月 1 日前に建造された船舶に、2011 年 7 月 1 日前に搭載された BNWAS の取り扱い

(1) 装置は、次の(i)又は(ii)のいずれかのものであること。

- (i) 国際航海に従事する船舶には、第 1 種 BNWAS の性能要件を満足する型式承認を取得した装置又は、同等の性能を有し、その旨をメーカーが発行する宣言書で確認できる装置。ただし、第 2 種 BNWAS 相当の機器が装備されている場合は、弊会の認める機種であること。
- (ii) その他の船舶にあつては、第 2 種 BNWAS と同等の性能要件を備えたもの又は弊会が適当と認めるものであること。
既存の BNWAS で、Automatic モード、休止期間(12 分が標準)、第 2 次遠隔可聴警報装置、オペレーションモード及び休止期間設定の保護手段に係る要件が満足していない場合は、それぞれ対策をした上で検査を受けること。尚、電源喪失警報、EMC(電磁両立性)に関する要件はかからない。

(次頁に続く)

- (iii) 第2種BNWAS相当の設備にあつては、通路に十分な音量を有する遠隔可聴警報装置があり、すべての航海士居室(ただし船長室は除く)、公室などで聞き取れる場合は、室内に装備しなくてもよい。
- (2) 承認図面の提出は、要求いたしません。

6. 試験及び検査

- (1) 2011年7月1日以降の最初の定期検査、中間検査又は年次検査日から適用日までの間で以下を確認する。
 - (i) BNWAS が、型式承認を取得した機種か又は弊会の適当と認める性能を有するものであること。
 - (ii) 2011年7月1日前にBNWAS が装備された場合は、設置日を工事完了書などで確認する。
 - (iii) 要件を満たす船上設備の電源、リセット装置、可視表示装置、可聴警報装置、遠隔可聴警報装置等と接続され、正常に作動していること。
- (2) 上記の検査が終了した後、安全設備(SE)証書を所持している船舶については、新書式のForm-EのBNWAS欄に記入し、SE証書が発給される。
SE証書を持たない船舶は、船舶件名表にBNWASの搭載(メーカー、型式等)が記載される。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[装置及び装備に関するご質問]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

[検査に関するご質問]

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

[規則に関するご質問]

本部 研究センター 開発部

住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-3(郵便番号 267-0056)

Tel.: 043-294-6672

Fax: 043-294-6699

E-mail: dvd@classnk.or.jp

(次頁に続く)

[電源に関するご質問]

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. 船舶設備規程、船舶安全法施行規則及び航海用具の基準を定める告示の一部改正

○国土交通省令第四十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条第三項、第六条ノ四第一項、第二十九
条ノ三、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ八並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四
条の四の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

国土交通大臣 大島 章宏

（船舶設備規程等の一部を改正する省令）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び第百四十六條の四十三」を、「第百四十六條の四十三及び第百四十六條の
四十九」に改める。

第五条中「第百四十六條の四十九」を「第百四十六條の五十」に改める。

第百四十六條の二中「まで、第百四十六條の四十八の二及び第百四十六條の四十九」を「まで及
び第百四十六條の四十八の二から第百四十六條の五十まで」に、「第百四十六條の四十九の規定を」
を「第百四十六條の五十の規定を」に改める。

第百四十六條の四十九を第百四十六條の五十とし、第百四十六條の四十八の二の次に次の一条を
加える。

（船舶航海当直警報装置）

第百四十六條の四十九 国際航海に従事する総トン数一五〇トン以上の船舶（船舶安全法施行規則

第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するもの
に限る。以下この条において同じ。）を除く。及び国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン以上
の船舶（二時間限定沿海船等並びに同項第一号及び第二号の船舶を除く。）には、機能等について
告示で定める要件に適合する第一種船舶航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管
海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 総トン数一五〇トン未満の旅客船（二時間限定沿海船等を除く。）、国際航海に従事しない総ト
ン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の船舶（二時間限定沿海船等並びに船舶安全法施行規則第一
条第二項第一号及び第二号の船舶を除く。）並びに総トン数一五〇トン以上の同項第一号及び第二
号の船舶には、機能等について告示で定める要件に適合する第二種船舶航海当直警報装置を備え
なければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合
には、この限りでない。

第二百九十九條第二項中第四十号を第四十一号とし、第三十三号から第三十九号までを一号ずつ
繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

第三十三 船舶航海当直警報装置
第二百九十九條第四項中「第三十六号」を「第三十七号」に、「同項第三十七号」を「同項第三十
八号」に、「同項第三十八号及び第三十九号」を「同項第三十九号及び第四十号」に、「第四十号」を
「同項第四十一号」に改め、同条第五項中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同条第六項中
「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三百條第二項第二号中「第三十三号まで、第三十七号及び第四十号」を「第三十四号まで、第
三十八号及び第四十一号」に、「第三十三号まで及び第三十七号」を「第三十四号まで及び第三十八
号」に改め、同条第四項中「及び第三十七号」を「及び第三十八号」に、「前条第二項第四十号」を
「同条第二項第四十一号」に、「同項第三十七号」を「同項第三十八号」に改め、同条第六項中「第
三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三百一號第二項第一号中「同条第二項第三十七号」を「同条第二項第三十九号」に改める。
（船員法施行規則の一部改正）

第二条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第三条の二十を第三条の二十一とし、第三条の十九を第三条の二十とし、第三条の十八を第三
条の十九とし、第三条の十七の次に次の一条を加える。

（船舶航海当直警報装置の作動）
第三条の十八 船舶設備規程第百四十六條の四十九の規定により船舶航海当直警報装置を備える船
舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶航海当直警報装置を常時作動させておかなければならな
い。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
第五十一條第七項中、「第五号、第六号及び第七号」を「及び第四号から第七号まで」に改める。

別表第一中

喫水計測装置	1個につき	13,300円	を
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	13,300円	を
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	27,500円	を
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	25,200円	を

改める。

別表第一の二中

喫水計測装置	1個につき	13,100円	を
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	13,100円	を
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	27,300円	を
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	25,000円	を

改める。

別表第二中

喫水計測装置	1個につき	12,700円
喫水計測装置	1個につき	12,700円
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	26,300円
第二種船舶航海当直警報装置	1個につき	24,100円

改める。

別表第二の二中

喫水計測装置	1個につき	12,500円
喫水計測装置	1個につき	12,500円
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	26,100円
第二種船舶航海当直警報装置	1個につき	23,900円

改める。

第四条 (船舶等型式承認規則の一部改正)

船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

水先人用はしご	89,200	1個につき	740
水先人用はしご	89,200	1個につき	740
第一種船舶航海当直警報装置	188,700	1個につき	3,450
第二種船舶航海当直警報装置	126,600	1個につき	3,200

改める。

別表第一の二中

水先人用はしご	89,000	1個につき	730
水先人用はしご	89,000	1個につき	730
第一種船舶航海当直警報装置	188,500	1個につき	3,400
第二種船舶航海当直警報装置	126,400	1個につき	3,150

改める。

別表第二中

水先人用はしご	1個につき	710
水先人用はしご	1個につき	710
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	3,300
第二種船舶航海当直警報装置	1個につき	3,050

改める。

別表第二の二中

水先人用はしご	1個につき	700
水先人用はしご	1個につき	700
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	3,250
第二種船舶航海当直警報装置	1個につき	3,000

改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の船舶設備規程(以下「新規程」という。)第四百六十六条の四十九の規定は、平成二十三年六月三十日までの間は、適用しない。

2 平成二十三年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、新規程の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは、なお従前の例によることことができる。ただし、管海官庁が当該船舶の状態等を考慮してやむを得ないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶	平成二十四年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
旅客船及び総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十五年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数一五〇〇トン以上五〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

3 前項の規定にかかわらず、平成二十三年七月一日に現に船舶航海当直警報装置を備え付けている現存船については、新規程第四百六十六条の四十九、第二百九十九条(同条第二項第三十三号に掲げる設備に係る規定に限る。)及び第三百条(新規程第二百九十九条第二項第三十三号に掲げる設備に係る規定に限る。)の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、管海官庁の指示するところによることことができる。

(船員法施行規則の適用に関する経過措置)

第三条 前条第三項の場合であつて、当該船舶航海当直警報装置の性能上、常時作動させることができないうやむを得ない事由があるときは、第一条の規定による改正後の船員法施行規則第三条の十八の規定は、適用しない。

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正)

第四条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令(平成二十二年国土交通省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「貨物船安全証書は」の下に、「次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは」を加え、同項に次の表を加える。

旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶	平成二十四年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十五年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数一五〇〇トン以上五〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

○国土交通省告示第五百七十号

船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第四百四十六條の四十九の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示(平成十四年国土交通省告示第五百七十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十一日

国土交通大臣 大島 章宏

航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示
航海用具の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六節 形象物(第三十八條―第四十四條)」を「第二十六節 船橋航海当直警報装置(第三十八條・第三十九條)」に改める。

第二章中第二十六節を第二十七節とし、第四十四條を第四十六條とし、第三十八條から第四十三條までを二条ずつ繰り下げ、第二十五節の次に次の一節を加える。

第二十六節 船橋航海当直警報装置

(第一種船橋航海当直警報装置)
第三十八條 規程第四百四十六條の四十九第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げるところにより、装置の起動又は停止を制御できるものであること。
- イ 自動(自動操舵装置と連動して起動及び停止できること。)
- ロ 手動オン(いかなる状態であっても、手動により起動できること。)
- ハ 手動オフ(いかなる状態であっても、手動により停止できること。)
- 二 装置の作動が休止する時間(以下この条及び次条において「休止時間」という。)が三分以上十二分以内で設定できるものであること。
- 三 設定された休止時間が経過した場合に、船橋において有効な可視表示を開始するものであること。
- 四 前号の可視表示が開始されてから十五秒以内に当該可視表示が解除されない場合に、船橋において有効な可聴警報(以下この条及び次条において「第一次警報」という。)を発するものであること。
- 五 第一次警報が開始されてから十五秒以内に当該第一次警報が解除されない場合に、船長室及び航海士の居室において有効な可聴警報(以下この条及び次条において「第二次警報」という。)を発するものであること。

六 第二次警報が開始されてから九十秒以内に当該第二次警報が解除されない場合に、他の乗組員がいる場所において有効な可聴警報(以下この条において「第三次警報」という。)を発するものであること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

七 休止時間のリセット又は第三号の可視表示、第一次警報、第二次警報若しくは第三次警報の解除(以下この条において「リセット等」という。)を行う装置が、次に掲げる要件に適合するものであること。

- イ 手動その他の管海官庁が適当と認める方法で作動すること。
- ロ 手動により作動するものにあつては、夜間においても識別できる照明を有すること。
- ハ 当該装置を連続的に作動させたときに、休止時間のリセットが連続的に行われなかったための措置が講じられていること。
- ニ 船橋の適当な位置に設置されていること。
- 八 船橋以外の場所からリセット等を行うことができないものであること。
- 九 リセット等が行われたときに、自動的に第三号の要件を満たすものであること。
- 十 暗証番号の入力その他の管海官庁が適当と認める方法で、装置の起動又は停止の制御及び休止時間の設定ができるものであること。
- 十一 常用の電源から給電されるものであり、かつ、当該給電が停止した場合又は装置が故障した場合に、予備の独立の電源により警報を発するものであること。
- 十二 休止時間又は第一次警報、第二次警報若しくは第三次警報が作動するまでの時間の誤差が、当該時間の五パーセント又は五秒のいずれか短い方の値を超えないものであること。
- 十三 第六條第六号、第八号から第十一号まで及び第十三号に掲げる要件

第二種船橋航海当直警報装置

第三十九條 規程第四百四十六條の四十九第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げるところにより、装置の起動又は停止を制御できるものであること。
- イ 自動(自動操舵装置と連動し、又は船舶の推進のための動力を推進器に伝達することと連動して起動及び停止できること。)
- ロ 手動オン(いかなる状態であっても、手動により起動できること。)
- 二 設定された休止時間が経過した場合に、船橋において有効な第一次警報を発するものであること。
- 三 休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除を行う装置が、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 手動その他の管海官庁が適当と認める方法で作動すること。
- ロ 当該装置を連続的に作動させたときに、休止時間のリセットが連続的に行われなかったための措置が講じられていること。
- ハ 船橋の適当な位置に設置されていること。
- 四 船橋以外の場所から休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除ができないものであること。
- 五 休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除が行われたときに、自動的に第二号の要件を満たすものであること。
- 六 常用の電源から給電されるものであり、かつ、当該給電が停止した場合又は装置が故障した場合に、警報を発するものであること。
- 七 休止時間又は第一次警報若しくは第二次警報が作動するまでの時間の誤差が、当該時間の五パーセント又は五秒のいずれか短い方の値を超えないものであること。
- 八 前条第二号、第五号、第十号及び第十三号(第六條第十一号及び第十三号を除く。)に掲げる要件

附則

この告示は、公布の日から施行する。